二　特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行旅客運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況

2・3　（略）

4　自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者等が運行の業務に従事したときは、次に掲げる事項を運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一　運転者等の氏名

二　運転者等が従事した運行の業務に係る自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示

三　運行の業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び運行の業務に従事した距離

四　（略）

（運転者等台帳並びに運転者証及び保安員証）

第五十一条の二十三　自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者等ごとに、次に掲げる事項（特定自動運行保安員については、第四号、第五号及び第七号に掲げる事項を除く。）を記載した運転者等台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

一・二　（略）

三　自家用有償旅客運送自動車の運転者等の氏名、生年月日及び住所

四・五　（略）

六　事故を引き起こした場合は、その概要

七　道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要

八　運転者等の健康状態

2　自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者（特定自動運行旅客運送を行う場合にあつては特定自動運行保安員。以下この項において同じ。）が運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者等台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを二年間保存しなければならない。

3　自家用有償旅客運送を行う特定非営利活動法人等は、自家用有償旅客運送自動車に運転者等を乗務させるときは、次に掲げる事項（特定自動運行保安員については、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、当該運転者等の写真を貼り付けた運転者証（特定自動運行保安員については、保安員証）を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。

一・二　（略）

三　運転者等の氏名

四・五　（略）

（事故の対応に係る責任者の選任等）

第五十一条の二十五　（略）

2　自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において二年間保存しなければならない。

一　運転者等の氏名

（新設）

2・3　（略）

4　自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一　運転者の氏名

二　乗務した自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示

三　乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離

四　（略）

（運転者台帳及び運転者証）

第五十一条の二十三　自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとに、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

一・二　（略）

三　自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名、生年月日及び住所

四・五　（略）

六　事故を引き起こした場合又は道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要

（新設）

七　運転者の健康状態

2　自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを二年間保存しなければならない。

3　自家用有償旅客運送を行う特定非営利活動法人等は、自家用有償旅客運送自動車に運転者を乗務させるときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。

一・二　（略）

三　運転者の氏名

四・五　（略）

（事故の対応に係る責任者の選任等）

第五十一条の二十五　（略）

2　自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において二年間保存しなければならない。

一　運転者の氏名